

「地域の絆で要援護者を守ろう」 個別避難支援計画（個別計画） の作成

災害時要援護者台帳に登録されている災害時要援護者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を「個別計画対象要援護者」とし、個別避難支援計画（個別計画）を作成します。

個別計画とは、個別計画対象要援護者に避難情報を伝えたり、避難所まで支援したりする人を事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

個別計画対象要援護者と、自治会・民生委員児童委員・自主防災組織などが相談しながら、支援する人・緊急連絡先・地区の避難所などを確認し、個別計画を作成します。

ご理解ください

この制度は、地域住民がともに助け合う「共助」の考え方の下、成り立っています。

災害時には支援者も多く被災することが想定されます。必ず支援が受けられるとは限らず、また支援する方が責任を負うものではありません。

有田川町では、災害が発生し、避難する際、**家族全員が無事に避難したことを周囲に伝える**為「黄色い旗」を使用しています。

「黄色い旗」は、家族全員が避難したことを周囲の方に知らせるために玄関先に立てるものです。旗の立っていない世帯には、声をかけて避難を促しましょう。

転入などで「黄色い旗」をお持ちでない場合は、金屋庁舎やすらぎ福祉課までお問い合わせください。

災害が起これば…
使い方、ご存知ですか？

「黄色い旗」

全ての町民の方が
対象です！

有田川 防災まちづくり vol.6

みんなで防ごう土砂災害

問い合わせ／吉備庁舎総務課

～6月は土砂災害防止月間です～

土砂災害を防ぐために、皆さまに知って
いただきたいことがあります。

平時

お住まいの場所が土砂災害の危険箇所か確認を！

和歌山県砂防課のホームページもしくは有田川町ホームページから「和歌山土砂災害マップ」がご覧いただけます。

URLはこちら→ <http://sabomap.pref.wakayama.lg.jp/MZSMWakayama/default.htm>



有事

土砂災害警戒情報が発表されたときには、早めの避難を！

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに「土砂災害警戒情報」は発表されます。

避難判断の目安とし、早めの避難行動を開始してください。

